

学校法人 明德学園

寄 附 行 為

学校法人明徳学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人明徳学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市西京区大枝東長町3番の1に置く。

第2章 目的、事業

(目 的)

第3条 この法人は、日蓮聖人生誕700年記念事業として本圀寺により設立されたもので、日蓮聖人の教えを遵奉し、教育基本法及び学校教育法に従い、宗教的情操の涵養に努め、明知を以て明徳を实践する国民の資質を向上せしむる教育をおこなう学校を設置するを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 京都経済短期大学 (経営情報学科)
- (2) 京都明徳高等学校 (全日制課程・普通科及び商業科)
- (3) 京都成章高等学校 (全日制課程・普通科)
(通信制課程・普通科)

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 13人
 - (2) 監 事 3人
- 2 この法人に、評議員15人を置く。
 - 3 この法人に、会計監査人1人を置く。

(理事会)

第6条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
- 3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- 5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参考にし、理事を選任しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都経済短期大学長の職にある者で理事会において選任した者 1人
- (2) 京都明德高等学校長及び京都成章高等学校長の職にある者で理事会において選任した者 各1人
- (3) 学園本部長の職にある者で理事会において選任した者 1人
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 1人
- (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 8人

2 前項第1号から第3号に規定する理事は、この選任の条件とされている地位を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 前条の理事選任機関は、理事の総数が13人を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(理事の解任、退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該理事を選任した理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期が満了したとき
- (2) 辞任を申し出たとき
- (3) 死亡したとき

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の権限)

第12条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

- 第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事のうち1人を理事長とする。理事長は理事会の決議によって選任する。解職するときも理事会の決議によるものとする。
 - 3 理事(理事長を除く)のうち必要数を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選任する。解職するときも、理事会の決議によるものとする。
 - 4 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
 - 5 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く)のうち学園の業務を行う者を業務執行理事とする。業務執行理事は、理事会の決議によって選任する。解職するときも、理事会の決議によるものとする。
 - 6 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
 - 7 業務執行理事から副理事長、常務理事を理事会の決議によって選任することができる。解職するときも、理事会の決議によるものとする。
 - 8 理事(理事長を除く)のうち1人を理事会の決議によって名誉理事長とすることができる。解職するときも理事会の決議によるものとする。
 - 9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている場合を除く。)を行う。

(理事長の職務)

- 第14条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 理事長は、この法人の設置する学校の学長、校長並びに学園本部長の意見具申により、教育職員及び事務職員(以下「教職員」という)を任免する。

(副理事長の職務)

- 第15条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(常務理事の職務)

- 第16条 常務理事は、個別学校の立場を超え、学園としての経営実務を担当し、この法人の業務を分掌する。

(名誉理事長の職務)

- 第17条 名誉理事長は、大所高所から意見を述べ、この法人の理事長と理事会を支える。

(理事の代表権の制限)

- 第18条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(職務執行の報告義務)

- 第19条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の1週間前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第21条 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。

- 2 前条第2項及び第4項の並びに第30条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第22条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の理事が出席した時、会議を開くことができ、出席理事の過半数の議決をもって行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）並びに基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の得喪に関する事項
 - (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 事業計画
 - (5) 設置する学校のいちじるしい変更
 - (6) 設置する学校の学長、学科長並びに事務局長、校長及び副校長並びに教頭の任免に関する事項
 - (7) 学園本部長の任免に関する事項
 - (8) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (9) この法人の合併
 - (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第23条 あらかじめ理事会で定めた事項については、理事会で指名した理事で組織する常任理事会に委任することができる。ただし、法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項やこの法人の業務に関する重要事項の決定はいずれも常任理事会に委任することができない。

- 2 前項の常任理事会に関する規定は別に定める。
- 3 常任理事会で決定された業務については、理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員及び監事が署名又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第25条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が3人を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

第26条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(監事の解任及び退任)

第27条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
 - 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期が満了したとき
 - (2) 辞任を申し出たとき
 - (3) 死亡したとき

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第28条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第29条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第30条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む）に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(5) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

2 前項第4号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定及び解職)

第31条 監事のうち1人を常勤監事とすることができる。この場合において、常勤監事の選定及び解職は、理事会の決議をもって行う。

(調査権限等)

第32条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を

求めることができる。

- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為差し止め)

- 第33条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

- 第34条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 京都経済短期大学の後援会長の職にある者 | 1人 |
| (2) 京都明德高等学校の育友会長の職にある者 | 1人 |
| (3) 京都成章高等学校の保護者会長の職にある者 | 1人 |
| (4) この法人の専任教職員のうちから評議員会において選任した者 | 5人 |
| (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 | 2人 |
| (6) 学識経験者（教職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く）のうちから理事会において選任した者 | 5人 |

- 2 前項第1号から第4号に規定する評議員は、その選任の条件とされている地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が15人を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の任期)

- 第35条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき |
| (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき |
| (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき |

- 2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期が満了したとき
 - (2) 辞任を申し出たとき
 - (3) 死亡したとき
- 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

- 第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 2 理事会は、次に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (6) 残余財産の処分に関する事項
 - (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに關する寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (3) 合併

(理事の行為の差し止めの求め)

- 第39条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第33条の請求を行うことを求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第40条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）

に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第41条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集の手續)

第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第43条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第44条 第30条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り）により通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手續の省略)

第45条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(運営)

第46条 評議員会に議長を置く。議長は評議員会が選出する。

(議事の決定)

第47条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第48条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第49条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。なお、その他の役員についても、評議員に出席を求められた場合、出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、監事及びその他の役員は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第51条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えるときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第8章 資産及び会計

(資産)

第53条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金及び入学検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第54条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金として、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品について寄附者の指定がある場合には、この指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第55条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第56条 運用財産のうち積立金は、理事会の決議により確実なる有価証券を購入するか、確実なる信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第57条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第58条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(事業報告及び決算)

第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 計算書類
 - (4) 計算書類の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

- 第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第62条第2号において同じ）を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付することができる。

(資産総額の変更登記)

- 第61条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(情報の公表)

- 第62条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
 - (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

第9章 解散及び合併

(解 散)

- 第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第64条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第65条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第66条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第11章 補則

(業務)

第67条 この法人の業務を処理するため、学園本部長1人、必要な職員を置くものとする。

(公告の方法)

第68条 この法人の公告は、明德学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第69条 この寄附行為の施行についてその細則、その他この法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則 この寄附行為は、昭和44年6月7日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和46年4月28日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和47年7月7日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和49年5月25日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和50年10月14日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和52年10月9日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和57年1月25日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和60年5月9日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この寄附行為は、昭和63年2月16日から施行する。

附 則 この寄附行為は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 この寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年12月21日）から施行する。

- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年1月7日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月29日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年8月19日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年1月17日）から施行する。
- 附 則 令和2年2月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 1 令和7年1月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。